（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○厚生労働省告示第四百二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○厚生労働省告示第四百三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

年金積立金管理運用独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から管理運用法人が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　管理運用法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○厚生労働省告示第四百四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人医薬基盤研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から研究所が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○厚生労働省告示第四百五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法第四十六条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（同条第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から機構が当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。

○厚生労働省告示第四百六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立高度専門医療研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から適用する。

平成二十二年十一月二十六日

厚生労働大臣　細川　律夫

国立高度専門医療研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

（納付算定対象額）

第一条　この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十六条の二第二項の規定に基づき、国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）が、厚生労働大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産（通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産をいい、金銭を除く。以下同じ。）を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から国立高度専門医療研究センターが当該財産の譲渡に要した費用の額のうち厚生労働大臣が定める額を控除した額をいう。

（国庫に納付すべき金額を算定する基準）

第二条　国立高度専門医療研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに、国庫に納付すべき金額は、納付算定対象額に、当該財産に対する政府からの出資及び支出の合計額が当該財産の取得の日における帳簿価額に占める割合を乗じて得た金額とする。